議案第　１６２　号

周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会を設置する地方公共団体の数の増加及び周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の６の規定により、令和９年２月１日から、周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会に岩国地区消防組合を加え、及びこれに伴い同協議会規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第２５２条の２の２第３項の規定により、市議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約

周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会規約の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

周南・岩国地域消防通信指令事務協議会規約

第２条中「周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会」を「周南・岩国地域消防通信指令事務協議会」に改める。

第３条中「及び下松市」を「、下松市及び岩国地区消防組合」に改める。

第５条中「周南市周陽２丁目８番３１号」の次に「周南市消防指令庁舎内」を加える。

第６条中「会長、副会長２人及び委員３人」を「会長１人、副会長３人及び委員４人」に改める。

第７条第１項を次のように改める。

会長は、周南市消防長の職にある者をもって充てる。

第７条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　副会長は、光地区消防組合消防長、下松市消防長及び岩国地区消防組合消防長の職にある者をもって充てる。

第14条第２項中「及び下松市」を「、下松市及び岩国地区消防組合」に改め、同条第３項中「及び下松市長」を「、下松市長及び岩国地区消防組合管理者」に改める。

第16条第４項中「及び下松市」を「、下松市及び岩国地区消防組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年２月１日から施行する。

（参　考）

周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会規約新旧対照表

現行	改正案
周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会規約	周南・岩国地域消防通信指令事務協議会規約
（協議会の名称） 第２条　協議会の名称は、周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。	（協議会の名称） 第２条　協議会の名称は、周南・岩国地域消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。
（協議会を設ける団体） 第３条　協議会は、周南市、光地区消防組合及び下松市（以下「構成団体」という。）がこれを設ける。	（協議会を設ける団体） 第３条　協議会は、周南市、光地区消防組合、下松市及び岩国地区消防組合（以下「構成団体」という。）がこれを設ける。
（協議会の事務所） 第５条　協議会の事務所は、周南市周陽２丁目８番３１号に置く。	（協議会の事務所） 第５条　協議会の事務所は、周南市周陽２丁目８番３１号周南市消防指令庁舎内に置く。
（協議会の組織） 第６条　協議会は、会長、副会長２人及び委員３人をもってこれを組織する。	（協議会の組織） 第６条　協議会は、会長１人、副会長３人及び委員４人をもってこれを組織する。
（会長及び副会長） 第７条　会長は、周南市消防長の職にある者をもって充て、副会長は、光地区消防組合消防長及び下松市消防長の職にある	（会長及び副会長） 第７条　会長は、周南市消防長の職にある者をもって充てる。

現行	改正案
者をもって充てる。	
	2　副会長は、光地区消防組合消防長、下松市消防長及び岩国地区消防組合消防長の職にある者をもって充てる。
2～4　（略）	3～5　（略）
（担任事務の管理及び執行の方法等） 第14条　（略） 2　周南市は、担任事務に関する周南市条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ光地区消防組合及び下松市と協議しなければならない。	（担任事務の管理及び執行の方法等） 第14条　（略） 2　周南市は、担任事務に関する周南市条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ光地区消防組合、下松市及び岩国地区消防組合と協議しなければならない。
3　周南市長は、担任事務に関する周南市条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を光地区消防組合管理者及び下松市長並びに協議会の会長に通知するものとする。	3　周南市長は、担任事務に関する周南市条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を光地区消防組合管理者、下松市長及び岩国地区消防組合管理者並びに協議会の会長に通知するものとする。
（経費の支弁の方法） 第16条　（略） 2・3　（略） 4　光地区消防組合及び下松市は、第2項の規定による負担金を周南市に納付するものとする。	（経費の支弁の方法） 第16条　（略） 2・3　（略） 4　光地区消防組合、下松市及び岩国地区消防組合は、第2項の規定による負担金を周南市に納付するものとする。